

社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会
同行援護サービス 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスの受付・相談窓口

三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所

電話 0422-79-3509

毎週月曜日から金曜日までの午前9：00から午後5：00まで

※時間外は管理者の携帯に転送されます。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	三鷹市社会福祉協議会訪問介護事業所
事業所所在地	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階福祉センター内
電話番号	0422-79-3509
サービス提供地域	三鷹市・武蔵野市・小金井市・調布市・府中市・世田谷区・杉並区
事業所番号	1312700063

(2) 職員体制

	人 数
管理者、事務職員	各1名
サービス提供責任者	3名
訪問介護員（介護福祉士、初任者研修修了者、同行援護従事者養成研修及び都道府県知事が認めた研修を修了した者）※以下「ヘルパー」	約15名

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00
平 日	○	相談による	相談による
土・日、祝祭日及び国民の休日、12/29～翌年1/3	相談または必要と認められる場合のみ		

3. サービス内容

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者（児）に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を「同行援護計画」を定めて提供します。

4. 利用料金

(1) 料金表

別紙のとおりです。障害者自立支援法の規定により加算を算定させていただきます、ご負担いただきます。

(2) 利用者負担額

障害者自立支援法により定められた費用（単位数×地域単価）の1割負担です。ただし、所得に応じて設定された負担上限月額を超えることはありません。

世帯の収入状況	負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得割額16万未満）	9,300円
上記以外	37,200円

※利用者の同意のもと同時に2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2人分の利用者負担額をいただきます。

(3) 実費負担等

- ① サービス開始場所から移動する際の交通費
- ② 外出先でかかる入場料、鑑賞料等。ヘルパーの付き添いが無料にならない場所では利用者がヘルパーの入場料等をご負担いただきます。
- ③ サービスの開始または終了場所が三鷹市外の場合はヘルパーの交通費を下表の通り負担いただきます。なお、ヘルパーを三鷹市外から派遣する場合は移動に係る実費をご負担いただきます。

ヘルパーの移動手段	負担額
電車	三鷹駅～開始または終了場所の実費
バス	三鷹市内～開始または終了場所の実費
電車とバス	三鷹駅～開始または終了場所の実費

(4) 当日キャンセル料

利用予定日の前日午後5時までに中止の連絡がなかった場合、別紙料金表のとおり当日キャンセル料をいただきます。ただし、急な体調不良、荒天等の場合は除きます。

(5) 料金支払いの方法

利用当月分の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算し、翌月末に口座振替にてお支払いいただきます。

5. サービス利用方法

(1) 利用契約

当事業所と利用契約を締結します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じ期間です。引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は自動更新されます。

(2) 同行援護計画の作成

利用者の意向を確認し、事業所が同行援護計画を作成します。

(3) ガイド依頼・調整

ご希望の日を電話等でお申し込み下さい。ガイドヘルパーが決まりましたら事業所より連絡します。ご希望の日程で派遣できるよう調整しますが、ガイドヘルパーが見つからない等の場合、日程を調整させていただく場合がございます。予めご了承下さい。

(4) 依頼の変更、追加、中止

利用予定日前に依頼内容を変更、追加、中止する場合、利用予定日の前日午後5時までには事業者には必ず連絡して下さい。利用予定日の前日午後5時までに連絡なく利用を中止した場合は当日キャンセル料をご負担いただきます。

6. 感染症及び災害発生時の対策強化と業務継続に向けた取り組み

- (1) 感染症の発生およびまん延等を防止するため、指針の整備、対策委員会の開催、研修・訓練を実施します。
- (2) 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施します。

7. 虐待防止の推進について

虐待の発生・再発を防止するため、指針の整備、対策委員会の開催、研修を実施し、担当者を定めます。

8. ハラスメント防止について

ハラスメントを防止するための方針を明確にし、必要な対策を実施します。

9. 身体拘束等の禁止について

- (1) サービス提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、理由、その他必要な事項を記録します。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るため、適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、適正化を図るための研修を定期的に実施します。

10. 契約終了

(1) 利用者が契約を終了する場合

希望する日の7日前にお申し出ください。また、事業所が次に該当する場合、利用者は即座に契約を終了することができます。

- ・ 正当な理由無くサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に反した場合
- ・ 利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- ・ 破産した場合

(2) 事業者が契約を終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により同行援護の提供ができない場合、事業者から申し出て契約を終了することがあります。その場合、終了1ヶ月前迄に文書で通知いたします。また、利用者が次に該当する場合、事業者は文書で通知し、即座に契約を終了することができます。

- ・ 料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- ・ 利用者やご家族が当事業者や訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

(3) 自動終了

次の場合、双方の申し出が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が施設に入所した場合
- ・ 同行援護の介護給付費の給付費支給期間終了後支給決定がない場合
- ・ 利用者がお亡くなりになられた場合

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当

電話 0422-79-3509

FAX 0422-71-2053

(2) 当事業所以外に、下記の窓口に苦情を伝えることができます。

・三鷹市社会福祉協議会 苦情解決窓口

電話 0422-46-1108

FAX 0422-49-8437

・東京都社会福祉協議会

福祉サービス運営適正化委員会

電話 03-5283-7020

FAX 03-5283-6997

12. 当協議会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会
代表者	会長 亀谷 二男
所在地・電話番号	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階 福祉センター内 電話 0422-46-1108 FAX 0422-49-8437

当協議会の事業（定款に定めた事業）

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 前3号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 資金貸付（イ奨学資金、ロ応急援護資金、ハ社会事業資金） (8) 生活福祉資金貸付等相談事業 (9) 放課後児童健全育成事業の経営 (10) 老人居宅介護等事業の経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 移動支援事業の経営 (13) 福祉サービス利用援助事業の経営 (14) 老人福祉センターの運営 (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業

事業所数 居宅介護支援事業所 1ヶ所 訪問介護事業所 1ヶ所